

第1編 總論

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、鳩山町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

- 1 町及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する計画
 - (4) 災害防御に関する計画
 - (5) 被災者の救護保護に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、計画の効率的な運用を促し災害対策の万全を期するものとする。

第3 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、埼玉県地域防災計画を基準として、その範囲内において作成するものである。

第4 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 町 | 鳩山町 |
| 4 県 | 埼玉県 |
| 5 町防災計画 | 鳩山町地域防災計画 |
| 6 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 本部 | 鳩山町災害対策本部 |
| 8 本部条例 | 鳩山町災害対策本部条例 |

【資料編 1-1-1 「鳩山町防災会議条例」】

第2節 町の概況

第1 地形と地質

本町は、関東平野と外秩父山地の間にある比企南丘陵（別名物見山丘陵）のほぼ中央に位置している。地形は、概ね台地型の丘陵地と、丘陵地に挟まれた低地から成り立っている。

1 丘陵

丘陵地は、1,500～2,600 万年前の新生代新第三紀中新世に秩父湾海底に堆積された泥岩、砂岩、凝灰岩による都幾川層群の上に分布する洪積世に形成された物見山層によってできている。標高は100m前後であり、最高地点は物見山山頂付近の135.6mで、北縁は急崖をなしているが南面は比較的なだらかな地形となっている。しかし低地が細かく入り組んでいてその標高差は30m前後であり、立ち上がり面に若干の急傾斜地が分布している。また、地質は半固結で柔らかいため、土地利用面において配慮が必要なところもある。

2 低地

低地は、荒川支流の越辺川に面した沖積層の砂礫が厚く、伏流水の多い部分が最も大きな平地を形成しているが、他は鳩川・唐沢川・内川やその支流によって形成された谷津田であり、2 次的なロームや基盤の風化した粘土からなる沖積層であるが、いずれも薄く 2～3m で基盤に至る。

3 水系

図 1-1-1 に河川現況図を示した。

表流水系は、すべて荒川水系に属し、荒川の支流である越辺川と、それに流入する鳩川・唐沢川及びそれらの支流によって形成されている。

越辺川は、本町の南部の境界となっており、源は隣接する越生町にあり、川島町において入間川と更に川越市において荒川と合流する。また東・西・北側の町界が概ね分水嶺となっているため、両河川の流域面積は少なく、支流の上部に多くのため池をもっている。

4 活断層

図 1-1-2 に断層の分布を記入した。

断層線はいずれも破線で記入したように推定されるものである。断層線は、確認された所もあるが、連続して確認されたものではない。したがってここでは、「新編日本の活断層」に記された断層を記入した。

本町に活断層は確認されていない状況である。周辺地域として、越生町、毛呂山町、ときがわ町に「活断層であると推定されるもの」が確認されている。いずれの断層も、ほぼ南北に延びるのが特徴である。

図 1-1-1 河川現況図

調査者：松田時彦・町田 洋・山崎晴雄・山崎晴雄・上杉 陽・熊本洋太・染野 誠
 使用空中写真：
 6203-1 / 61-5-1 / KT-65-7 Y /
 KT-67-8 Y / KT-69-9 Y / M
 662 / M 482 / M 99-A-5 / M 223

凡 例

陸上活断層

- 活断層であることが確実なもの (確実度 I)
- - - -→ 活断層であると推定されるもの (確実度 II)
- 活断層の疑のあるリニアメント (確実度 III)

短線は縦ずれの低下側を、矢印は横ずれの向きを示す。

- 伏在断層
- 地震断層
- × 露頭 ☆ トレンチ調査地点

活傾動

- 地形面の傾き下る方向

海底活断層・活拗曲 (100 m 以浅)

- 活断層であることが確実なもの
- - - -→ 活断層であると推定されるもの
- ~~~~~ 活拗曲

短線と半円は、低下側を示す。

□ 調査範囲

地震

1884年まで 1885年～1987年

- ○ M 7.0 以上
- ○ M 6.0～6.9
- ○ M 5.9 以下

記号に添えた数字は発生年月日とマグニチュード、太線は深さ 30 km 以浅の震央を示す。

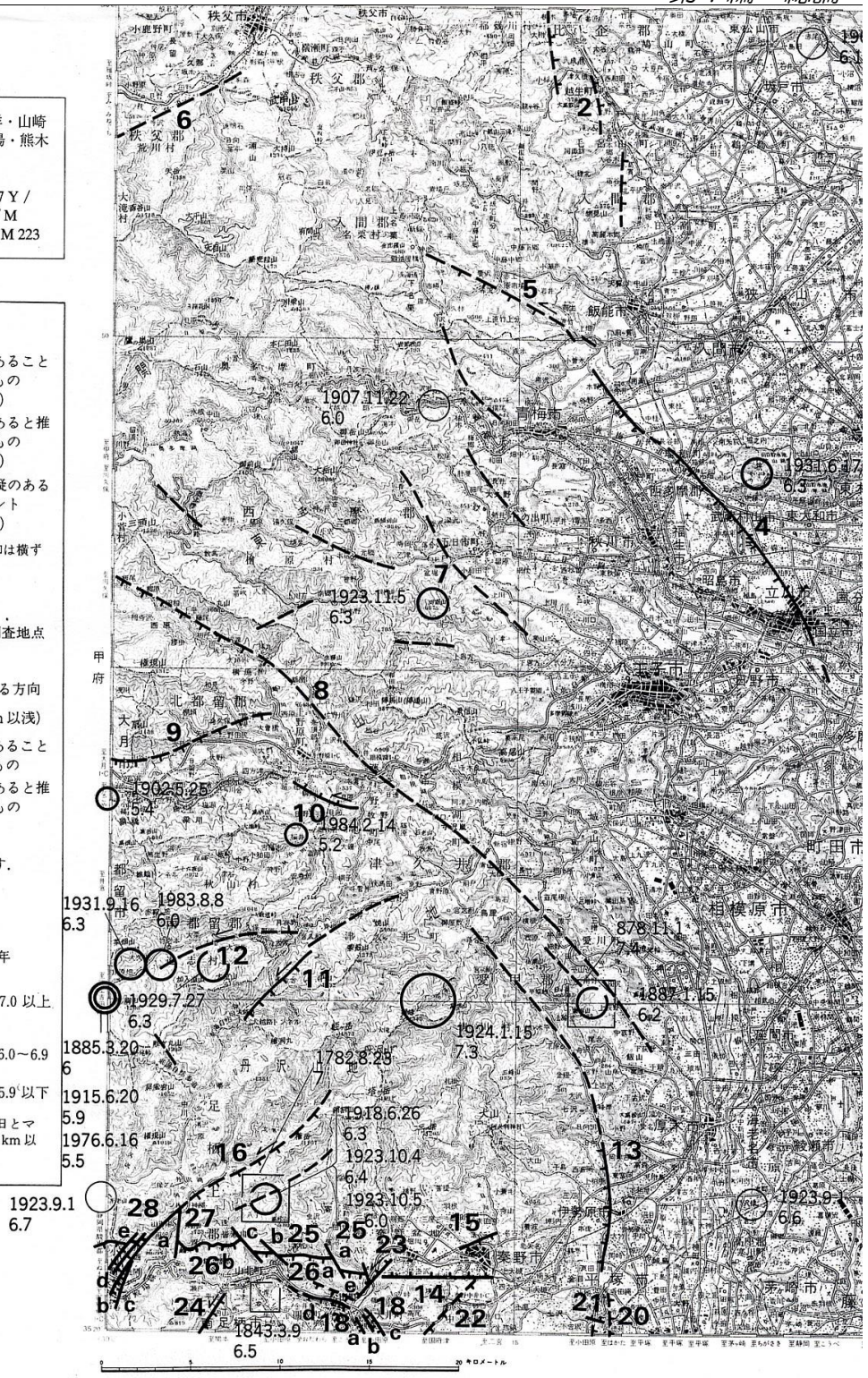


図 1-1-2 活断層分布図 (「新編日本の活断層」より)

第3節 地震被害想定

平成8年度から9年度にわたって、県は地震被害想定調査を実施した。この調査結果に基づくと、本町の被害は、ほとんど発生しないと考えられる。しかし、直下型地震の可能性も否定しきれないので、本町は次のとおり地震の規模及び被害を想定する。

なお、被害想定にあたっては、自治省消防庁消防研究所の簡易型地震被害想定システムの結果を基本としつつ、県及び他市町村の被害想定を参照して想定した。また、県の被害想定も参考として記載する。

第1 地震の規模等

1	想定地震名称	西埼玉地震		
2	地震発生時期	冬の平日、夕方		
3	気象条件	天候晴、風速毎秒8.0m、湿度50%		
4	規模	マグニチュード6.9	震度6弱	(町の想定)
		マグニチュード6.9	震度4	(県の想定)
5	震源地	東経139度21分 北緯35度59分	(鳩山町北東部)	町の想定)
		東経139度23分 北緯36度15分	(花園町周辺)	県の想定)

第2 被害の概要等

1 人的被害

(1) 町の被害想定

ア	死者数	6人
イ	負傷者数	77人
ウ	り災世帯	77世帯
エ	り災者数	265人
オ	避難者数	331人

(2) 県の被害想定

ア	死者数	0人
イ	負傷者数	0人
ウ	り災世帯	0世帯
エ	り災者数	0人
オ	避難者数	0人

2 建物被害

(1) 町の被害想定

ア 木造建物の被害

(ア)	大破棟数	7棟
(イ)	中破棟数	101棟

イ 鉄筋コンクリート造建物の被害

(ア)	大破棟数	2棟
(イ)	中破棟数	22棟

ウ 鉄骨造建物の被害

(ア) 大破棟数	3	棟
(イ) 中破棟数	1	棟
エ 出火件数	9	件
オ 焼失棟数	5	棟
(2) 県の被害想定		
ア 木造建物の被害		
(ア) 大破棟数	0	棟
(イ) 中破棟数	0	棟
イ 鉄筋コンクリート造建物の被害		
(ア) 大破棟数	0	棟
(イ) 中破棟数	9	棟
ウ 鉄骨造建物の被害		
(ア) 大破棟数	0	棟
(イ) 中破棟数	0	棟
エ 出火件数	0	件
オ 焼失棟数	0	棟
3 ライフラインの被害		
(1) 町の被害想定		
ア 上水道施設の被害	12	箇所
イ 下水道施設の被害	1	箇所
(2) 県の被害想定		
ア 上水道施設の被害	0	箇所
イ 下水道施設の被害	0	箇所

第4節 風水害被害想定

第1 既往災害の状況と被害想定

1 既往災害

近年の出水による浸水被害状況は下表のとおりである。

近年の出水による浸水被害状況

発生年月日	越辺川上流部		
	床上	床下	面積 (ha)
昭和 57 年 7 月 31 日	1	14	63.9
昭和 57 年 9 月 10 日	7	35	82.8
平成 3 年 8 月 19 日	2	11	9
平成 3 年 9 月 8 日	5	12	—
平成 10 年 8 月 30 日	—	4	3
平成 10 年 9 月 16 日	—	4	3
平成 11 年 8 月 14 日	1	7	3
平成 14 年 7 月 14 日	—	1	2

2 災害被害想定

(1) 湛水想定区域の想定状況

湛水想定区域とは 条例の規定に基づき、過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される区域として、知事が指定した区域をいう。県土整備部河川砂防課は、昭和 33 年 9 月の台風 17 号 (狩野川台風) 及び昭和 57 年 9 月の台風 18 号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成 18 年 5 月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案し、湛水想定区域図を作成している。それによると、本町において、越辺川流域の一部で、0.75～1.00m、あるいは、1.00～1.25mの湛水が想定される区域が設定されている。

(2) 風水害浸水想定区域

本町における風水害被害想定区域は、上記による湛水が想定される区域とする。

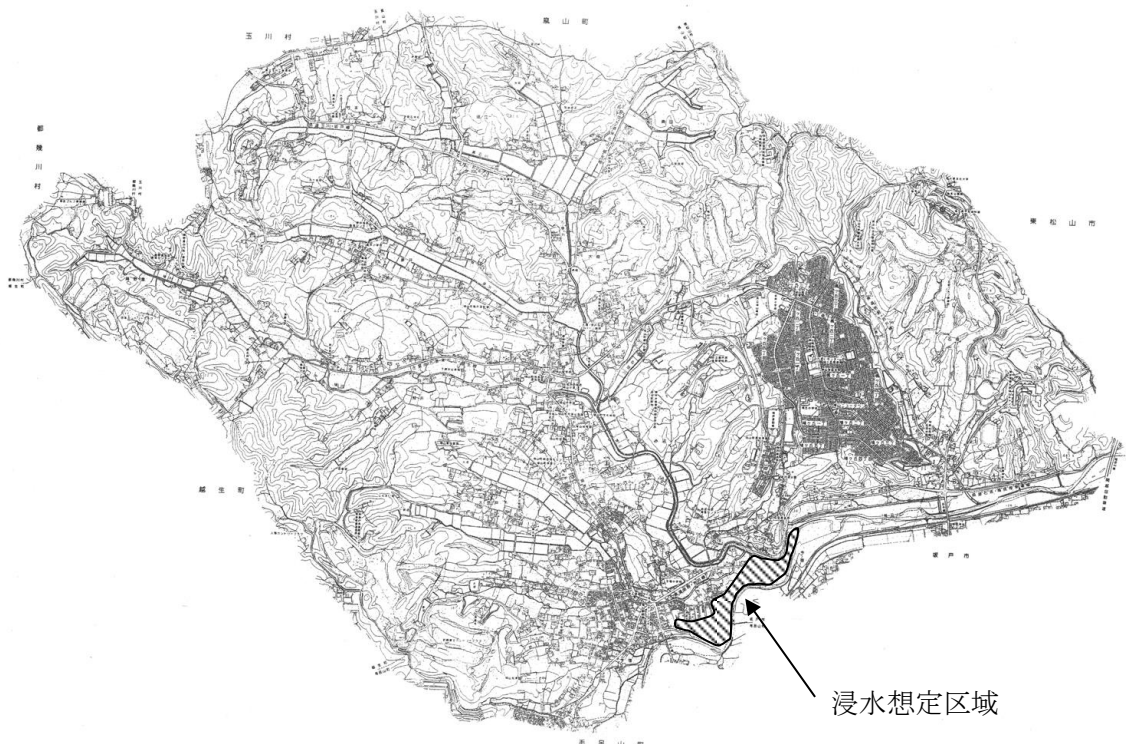


図 1-1-3 風水害浸水想定区域

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 町

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
(災対法第5条第1項)

1 災害予防計画

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急処理
- (3) 被災者の救助、避難その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生措置
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災した施設の復旧に併せて、再度災害を防止するための施設の新設又は改良に関すること。

第2 消防機関

1 西入間広域消防組合

- (1) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (2) 予警報の周知、避難の誘導に関すること。
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 負傷者の救助に関すること。

2 鳩山消防団

- (1) 防災に関する訓練の実施の協力に関すること。
- (2) 予警報の周知、避難の誘導の協力に関すること。
- (3) 消防、水防その他の応急措置の協力に関すること。

- (4) 負傷者の救助の協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 農林水産省関東農政局

- (1) 応急用食料・物資の支援に関すること。

2 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

- (1) 災害予防

- ア 河川施設の整備及び災害に対する安全性の確保に関すること。
- イ 災害危険区域の把握又は指導に関すること。
- ウ 防災上必要な教育・訓練に関すること。

- (2) 災害応急対策

- ア 災害対応業務災害情報の収集、連絡及び通信の確保等に関すること。
- イ 災害に関する予報・警報の発表及び法律に関すること。
- ウ 水防活動の指導に関すること。
- エ 災害時における応急工事等の実施に関すること。

- (3) 災害復旧

- ア 災害復旧の推進に関すること。
- イ 災害の防止に関すること。

3 川越労働基準監督署

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

4 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

5 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。

6 東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。
- (4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (6) 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。
- (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

第4 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関並びに他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。(災対法第4条第1項)

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

3 埼玉県川越比企地域振興センター

- (1) 災害応急対策の組織の整備に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害現地調査に関すること。
- (5) 災害対策現地報告に関すること。
- (6) 災害応急対策に必要な応急措置に関すること。

4 埼玉県東松山県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測通報に関すること。
- (2) 洪水予防及び水防警報の伝達に関すること。
- (3) 河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査、応急修理に関すること。
- (4) 崖崩れ、地すべり等の災害状況の調査及び応急対策に関すること。

5 埼玉県東松山農林振興センター

- (1) 農畜林水産被害状況の調査に関すること。
- (2) 主要農作物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること。
- (3) 農業災害資金の融資に関すること。
- (4) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。

(5) 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること。

6 埼玉県西部福祉事務所

- (1) 被害状況の収集に関すること。
- (2) 災害救助の実施に関すること。
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関すること。

7 埼玉県西部教育事務所

- (1) 教育関係の被害状況の調査に関すること。
- (2) 公立・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。
- (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。
- (4) 教育実施者の確保に関すること。
- (5) 応急教育の方法及び指導に関すること。
- (6) 教科書及び教材等の配給に関すること。
- (7) 重要文化財の保護に関すること。
- (8) 被災地学校の保健指導に関すること。
- (9) 被災地学校の給食指導に関すること。

8 埼玉県坂戸保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
- (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調理、斡旋に関すること。
- (3) 各種消毒に関すること。
- (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。
- (5) そ族昆虫駆除に関すること。
- (6) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。
- (7) 災害救助食品の衛生に関すること。
- (8) 被災者の医療・助産、その他の保健衛生に関すること。

9 埼玉県警察西入間警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通の秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害非常通信の調整及び警報に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 東京電力株式会社 埼玉支店川越支社・熊谷支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 坂戸ガス株式会社

- (1) ガス供給施設の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

4 日本郵便株式会社 鳩山郵便局

- (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。
- (3) 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。

5 気象衛星通信所

- (1) 町が実施する災害情報等の収集についての協力に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 東武鉄道株式会社 坂戸駅・高坂駅

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 埼玉中央農業協同組合 鳩山支店

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農産物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

2 鳩山町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。

3 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における傷病者の収容、医療、助産に関すること。

4 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること。

5 金融機関

- (1) 被災事業者に対する資金の融資に関すること。

6 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。

(2) 被災時における教育対策に関すること。

(3) 被災施設の災害復旧に関すること。

7 婦人会等社会教育関係団体

(1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第8 その他関係機関

1 川越観光自動車株式会社

第2章 防災まちづくり

第1節 防災都市づくり

第1 防災都市づくりの基本

災害における被害の軽減、拡大を予防するために防災拠点の整備や延焼遮断空間の設定、避難地、避難路の確保等、災害に強い都市づくりを推進するものとする。

第2 市街地の整備

避難地まで安全に避難するための、沿道建物の耐震不燃火等により安全化が図られた広幅員道路・歩行者専用道路・緑道等の整備を図る。

第3 不燃化の促進

市街地の防災性の向上を図るため、建て詰まり状況等を勘案し、防火地域及び準防火地域を指定するよう努める。

第4 オープンスペースの確保

自然空間や都市公園等を利用した避難地を確保する。

第2節 地盤災害の予防

第1 軟弱地盤対策

平成8年～9年度にかけて県が実施した「大規模地震被害想定調査」による各地震から想定される液状化については、本町に危険度はないと予想されている。そのため、液状化への対応は現状では行わないが、阪神・淡路大震災時における液状化から、新たな液状化危険度の評価方法が開発された場合について、その手法を用いて町内の液状化危険度の評価を再度実施し、結果に基づいた予防措置を実施するものとする。

第2 宅地の安全対策

1 急傾斜地

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、有害行為の規制、家屋移動等の勧告、警戒避難体制の整備、急傾斜地崩壊防止工事など総合的な対策を推進する。

(2) 安全対策

急傾斜地崩壊防止工事として、法枠工、落石防止柵工などを実施する。

警戒避難体制を確立し、地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

本町の急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険箇所は、4箇所である。

また、土砂災害防止法による急傾斜地崩壊危険箇所は、22箇所である。

【資料編 1-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地法）】

【資料編 1-2-2 急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害防止法）】

2 宅地造成地

(1) 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行うものとする。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施するものとする。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を行わない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるものとする。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、施工者が地盤改良を行うものとする。

第3節 土砂災害の予防

第1 地すべり対策

本町には、地すべり危険箇所（国土交通省所管・農林水産省所管）、地すべり防止区域（農林水産省所管）などの指定はない状況である。

第2 土石流対策

砂防指定地とは、土砂の流失による被害を防止するため砂防設備を設置し、又は、当該区域に行われる一定の行為の禁止若しくは、制限を行う区域であって、国土交通大臣が指定した土地をいう。

砂防指定地

平成25年4月1日現在

幹川名	小支川名	溪流名	指定年月日	指定番号
越辺川		鳩川	S43.12.12	第3553号
〃		唐沢川	S32.08.06	第979号
〃		〃	S38.10.02	第2555号
〃		〃	S38.11.11	第2803号
〃		〃	S40.11.19	第3291号
〃		〃	S42.05.31	第1701号

第3 急傾斜地対策

急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、斜面の上下部に人家が5戸以上ある箇所である。本町では4箇所となっている。（図1-2-1）

【資料編1-2-1「急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地法）」】

また、急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30°以上で、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるものという指定基準によって県から指定された急傾斜地である。本町では2箇所が指定されている。（図1-2-1）

急傾斜地崩壊危険区域

平成25年4月1日現在

箇所名	所在地		指定年月日	指定番号	面積
	大字	字			
重郎	石坂	重郎	S46.10.22	第1393号	0.47ha
上澤・池田	石坂	上沢・池田	H4.6.12	第849号	2.06ha

その他に、土砂災害防止法による、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の調査の際に表示された急傾斜地崩壊危険箇所が22箇所ある。（図1-2-2）

【資料編1-2-2「急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害防止法）」】

図 1-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所・区域（急傾斜地法）

図 1-2-2 急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害防止法）

第4 山地災害対策

山腹崩壊危険地区とは、地形（傾斜、土層厚等）、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区をいう。本町には、山腹崩壊危険地区が5地区あり、図1-2-3に示した。

第5 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図るため、以下の事項について県より指導を受け、指導に基づく適正な警戒避難体制の確立を図るものとする。

(1) 警戒避難体制の整備

- ア 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供
- イ 警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定
- ウ 予報、警報、避難の指示等の伝達、周知
- エ 適切な避難方法の周知
- オ 適切な避難場所の選定及び周知
- カ その他警戒避難体制のための必要な事項

(2) 警戒避難基準の設定

警戒避難基準の設定は、一般の雨量によって設定するものとし、過去の災害事例、研究機関の成果等を参考に現地の状況を考慮し、関係機関と協議のうえ設定するものとするが、当面、住民の自発的な警戒避難に必要な情報の提供を行うものとする。

図 1-2-3 山腹崩壊危険地区

第3章 防災地域づくり

大災害から、町民の生命、身体、財産を守るためには、町をはじめとする各種防災関係機関の防災対策のみでなく、町民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを認識し行動することが、被害を少なくする第一義的な原点である。災害時においては、町民一人ひとりが沈着冷静かつ適切に行動するとともに協同の精神を発揮して結成された地域の自発的な防災組織、防災関係機関及び町民が一体となったより効果的な防災対策を推進する必要がある。このため、町は防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、町民の自主性のある防災意識の高揚に努め、また区長会等を通じ、自主防災組織の育成を図るものとする。

第1節 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

[平常時]

- ア 防災に関する学習
- イ 火災の予防
- ウ 防災用品、非常持出品の準備
- エ 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（最低3日分（推奨1週間分））
- オ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- カ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化
- キ 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- ク 町が実施する防災訓練への参加
- ケ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- コ 住宅の耐震化
- サ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。

[災害時]

- ア 初期消火
- イ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 避難所でのゆずりあい
- オ 県、町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- カ 風評に乗らず、風評を広めない

第2節 自主防災組織の充実

第1 自主防災組織の活動内容

1 自主防災組織等の整備

大災害が発生した場合、防災関係機関は全力をあげて防災活動を行うが、退路の損壊、寸断及び建造物の倒壊等により、防災関係機関の活動能力は、著しく低下することが予想される。

このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

このようなことから、平成8年度より、町は自主防災規約例、自主防災計画、自主防災活動マニュアル例を作成し、大字集会等において各地区の自主防災組織の結成を推進してきたが、平成9年度において、18地区すべてに自主防災組織が結成されたところである。今後は、その育成を図ることを責務として認識し、さらに防災体制の整備を図るものとする。

なお、具体的には防災実践力の向上を図る観点から、防災訓練の実施を働きかけるものとする。

[平常時]

- ア 避難行動要支援者^{*}を含めた地域住民コミュニティの助成
- イ 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の購入・管理等

[災害時]

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達の実施
- ウ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 避難行動要支援者の安全確立等

※避難行動要支援者

災害時には、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等は被害を受けやすく、こうした人を本計画では「要配慮者」とし、その中で自力避難が困難で避難に当たって特に支援を要する人を「避難行動要支援者」としています。

第2 自主防災組織の育成

1 育成すべき防災組織

(1) 住民防災組織

各地区の区長・自治会長を中心に、地域の実情にあった防災組織の育成及び指導・協力を図るものとする。

(2) 事業所の防災組織

特に小企業における自主防災体制の確立を支援する。

第3 地区防災計画の策定

(1) 取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るよう努める。

(2) 役割

機関名等	役割
県(危機管理防災部)	・地区防災計画の策定に係る情報提供等
町	・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定

第3節 民間防火組織の充実

1 民間防火組織の目的と活動内容

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した防火クラブ等の組織づくりを促進するものとする。

第4節 事業所等の防災体制の充実

第1 全体計画

1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、町内の事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも考えられる。そのため、立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

町は、事業所等における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、県をはじめ各関係機関との間で協力体制の確立に努めるとともに、防災パンフレットを配布するなど組織整備の支援、指導及び助成に努める。

(1) 一般事業所

町は、各事業所における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議のうえ、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図るものとする。

(2) 危険物施設

町は、危険物施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性等の特性を持っている。これらの特殊性から災害時には、一般住民の援助は期待が困難であり、また、消防機関の活動にも限界がある。したがって専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を結成し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、その育成強化を図るものとする。

(3) 集客施設

町は、学校、病院及び公民館等利用者が多く出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図るものとする。

(4) 高層建築物

町は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い自主的な防災組織の充実を図るものとする。

(5) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図るとともに、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努めるものとする。

ア 民生委員・児童委員赤十字奉仕団及び区長・自治会長会

イ 農林商工関係団体

ウ その他公共的団体及び町民団体

第4章 体制整備

第1節 緊急輸送ネットワーク

第1 緊急輸送道路の指定

町における第二次緊急輸送道路は、次のとおりである。(図 1-4-1 道路網図)

町緊急輸送道路

種 別	道 路 名	道 路 解 説
第二次緊急輸送道路	東松山越生線 ときがわ坂戸線	地域内の防災拠点などを連絡する路線とする。

第2 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

第3 緊急輸送道路の安全点検

平常時より緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行うものとする。

第4 応急復旧資機材の整備

平常時より応急復旧資機材の整備を行う。必要に応じて町内土木建設業者により協力を得て調達するものとする。

図 1-4-1 道路網図

第2節 情報通信施設

現在における主要な通信連絡の手段である有線電話は、大地震による災害時には、広域に全面的、あるいは局地的に途絶することが予想される。このような有線通信途絶時においても、迅速かつ円滑な情報連絡が図れるよう、防災情報連絡体制の整備を図る。

第1 情報通信設備の安全対策

災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態を保つために町、県及び防災関係機関は、以下の安全対策を講じる。

1 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置、バッテリー、断水時にも機能する自家発電設備および可搬型電源装置等を確保しておくとともに、これらの定期的なメンテナンスを行うものとする。

2 地震動への備え

防災情報システムのコンピュータが設置される場所については、地震の揺れで転倒しないよう地震の揺れを緩和する免震床を設置したり各種機器に転倒防止措置を施しておくものとする。

3 システムのバックアップ化

防災無線システムを多ルート化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努めるものとする。

第2 情報の収集、伝達体制の整備

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものである。しかし、有線通信途絶時には、十分な情報網の確立は困難であり、統制のとれた効率的な連絡体制の確立を図るよう努めるものとする。また、町内アマチュア無線局を重要な通信施設として認識し、町との有機的な連携が図れるよう努めるものとする。

1 情報の収集

有線通信途絶時の情報収集の手段を確保するため、町では昭和61年から防災行政無線を設置している。この防災行政無線の移動局を、町内の各地域の主要施設に開局し、本部との連絡を確保するものとする。なお、地域の被害状況については、地域の自主防災組織に協力を求め、収集体制の確立を図り、統制のとれた連絡網を構築し、緊急情報を迅速に収集できるよう努めるものとする。

【資料編 1-4-1 「防災行政無線の状況」】

2 情報の伝達

災害時における情報の伝達は、県などの関係機関に対する通知、要請、通報等と住民に対する災害状況及び応急対策状況の広報の2種類に区分され、どちらも極めて重要である。

まず、県をはじめとする関係機関への通知、要請、通報等にあたっては、県防災行政無線の通信網によることとする。

住民に対する広報については、町防災行政無線の固定局、町内の各地域の主要施設に開局した移動局及び広報車等、あらゆる手段により実施するものとする。

3 無線設備のデジタル化整備

(1) 町防災行政無線のデジタル化整備

既存の防災行政無線をデジタル化に更新整備を行うとともに、J-ALERT（全国瞬時警報システム）や自動メール配信機能など多様な情報伝達が行えるシステム設備の整備を行う。これにより、指定避難所との双方向による情報の収集・伝達を可能なものとする。

(2) 消防救急無線システムのデジタル化整備

西入間広域消防組合の消防救急無線は、従来のアナログ通信方式による音声中心の運用がされてきたが、電波資源の有効利用のため多様なデータ通信が可能なデジタル通信方式の導入を推進する。

第3節 ボランティア等の活動体制

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。このため、町はボランティア活動が効率的に行われるよう対策を図るものとする。

第1 支援体制の確保

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

2 ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

第2 登録ボランティア

1 災害ボランティア登録及び支援

町は、県が整備を進める災害ボランティアの登録制度の普及を促進するとともに、町内に在住の個人又はグループの災害ボランティアとしての登録及び活動を積極的に支援するものとする。

(1) 活動内容

ア 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信

緊急物資の運搬

救急救護

メンタルケア・介護

外国語通訳、手話等

ウ ボランティアコーディネート業務

(2) 補償制度の確立

既存のボランティア保険の活用など登録者に対する補償制度を整備していく。

(3) 研修への協力

町は、県が登録者に対して実施する研修に対し、必要に応じて協力するものとする。

(4) ボランティアコーディネーター養成への協力

町は、県が実施する登録者以外のボランティアへの参加をコーディネートする人材養成に対し、協力するものとする。

(5) 災害ボランティア登録制度の周知

町は、町民に対し、県が進めるボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

(6) ボランティアセンター設置訓練の実施

町は、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り、災害時に対応できるボランティアセンターの設置訓練(防災訓練時など)を定期的に行う。

2 県への災害ボランティアの応援要請

町は、日常から県及び災害ボランティア連絡協議会と連携を図り、災害時にボランティアが不足した場合に早急にボランティアが確保できるよう、体制を整えておくものとする。

3 公共的団体との協力体制の確立

(1) 関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは以下のものをいう

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業(協)、漁業(協)、森林組合、生活(協)、商工業(協)、商工会議所、商工会、青年団及び婦人会等

(2) 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

イ 災害時における広報等に協力すること

ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること

エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること

オ 被災者の救助業務に協力すること

カ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること

キ 被害状況の調査に協力すること

それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第4節 消防力の充実

第1 消防資機材の整備

消防組合においては、今後災害対策として有効な資機材等の整備を進める。

消防団においては、災害対策に必要な資機材の整備を進める。

【資料編 1-4-2 「消防職員配置状況一覧表」】

【資料編 1-4-3 「消防団員編成一覧表」】

【資料編 1-4-4 「消防車両等の状況一覧表」】

第2 消防水利の整備

町は、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域、避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽を整備する。

【資料編 1-4-5 「消防水利状況一覧表」】

第3 消防団の充実強化

1 消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、社会環境の変化に伴ってますます団員確保に困難を来している状況である。これらの打開策として以下のことが挙げられる。

- (1) 消防団装備の機械化、軽量化
- (2) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (3) 中核となる団員一人ひとりの育成、資質の向上
- (4) 団員の処遇改善
- (5) 女性消防団員の加入促進

2 自衛防災組織の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、以下により自衛消防力の強化に努めるものとする。

- (1) 地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、防火クラブ等の民間防災組織の設立・強化育成に努めるものとする。
- (2) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図っていくものとする。
- (3) 防火対象物の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備し、公設消防隊の活動を円滑にするための諸施策を講じていくものとする。

第5節 危険物対策

第1 危険物施設

町及び消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

2 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第6節 救急救助

消防機関は、地震時においては広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるので、住民の協力を確保するとともに比企医師会、赤十字、西入間警察署、医療機関等との協力体制を整え、的確な救急、救助活動にあたるものとする。

第1 救急・救助

1 救急・救助体制の整備

- (1) 町は、消防団詰所及び自主防災組織等における救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を定期的実施し、消防組合や消防団等を中心とした町内各地域における救急・救出救助体制の整備を図るものとする。
- (2) 事業所等における救急・救助体制については、防火管理者に対し自主防災組織の整備について徹底した指導を行い、自主防災体制の強化に努めるものとする。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

第7節 医療救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療、助産及び救急救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救護の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療、助産及び救急救護活動を実施する。

第1 医療活動を実施する組織及び役割

1 医療救急活動

- (1) 町長は、速やかに医療救急体制を整えるとともに、災害の種類、程度により町の能力をもってしては十分でない認められたときは、第一次的には比企医師会に出動を要請し、第二次的には県（保健医療部長）に協力を要請するものとする。
- (2) 町長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認められたときは、県（保健医療部長）に医療救護について速やかに要請を行う。
- (3) 町長は、この計画に定める医療救護の実施について、比企医師会及び県（保健医療部長）と十分協議しなければならない。

2 助産救護活動

- (1) 町長は、必要に応じ、助産救護体制を整えるとともに、災害の種類、程度により町の能力をもってしては十分でない認められたときは、第一次的には比企医師会に出動を要請し、第二次的には県（保健医療部長）に協力を要請するものとする。
- (2) 町長は、災害救助法適用後、助産救護の必要があると認められたときは、県（保健医療部長）に助産救護について速やかに要請を行う。
- (3) 町長は、この計画に定める助産救護の実施について、比企医師会及び県（保健医療部長）と十分協議しなければならない。

第2 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

町は、以下の項目について体制の整備を図るものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 救護班の編成
- (3) 救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するよう指導するものとする。

3 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

4 医療（助産）活動を行う組織

町は、災害時の医療（助産）活動を実施する組織として、鳩山町保健センターを主として災害対策本部医療班を編成し、これに町内医療機関及び比企医師会等の協力を得て活動していくものとする。

第8節 避難

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全地域に誘導避難させ、人命被害の軽減を図るためにその対策の万全を期するものとする。

第1 避難計画の概要

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

2 留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定にあたって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、住民に周知を図っておくものとする。

(2) 都市施設の避難予防対策の推進

不特定多数の人が集まる都市施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を行うため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

町は、夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられるため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発を行っていく必要がある。

第2 避難計画の策定

1 避難計画の策定

町は、以下の事項に留意して避難計画を作成するとともに、区長会等を通じて、自主防災組織の確立に努めるものとする。

また、避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を行うため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他の関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。この場合、避難行動要支援者の避難支援プランの作成や福祉避難所の指定等を併せて推進する。

(1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

(2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難場所への経路及び誘導方法

(4) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ・ 給水措置
- ・ 給食措置
- ・ 毛布、寝具等の支給
- ・ 衣料、日常必需品の支給
- ・ 負傷者に対する応急救護

(5) 避難場所の管理・運営に関する事項

- ・ 管理、運営体制の確立
- ・ ボランティアの受入
- ・ 避難民収容中の秩序保持
- ・ 避難民に対する被害情報の伝達
- ・ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ・ 避難民に対する各種相談業務

(6) 広域避難場所等の整備に関する事項

- ・ 収容施設 ・ 給水施設 ・ 情報伝達施設

(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

ア 平常時における広報

- ・ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ・ 住民に対する巡回指導
- ・ 防災訓練等

イ 災害時における広報

- ・ 広報車による周知 ・ 避難誘導員による現地広報 ・ 住民組織を通ずる広報

さらに、町は住民の避難及び防災体制について、以下の事項を十分把握するとともに、体制の確立、整備に努めていくものとする。

(ア) 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）

(イ) 避難所単位での物資・資機材の備蓄

(ロ) 避難所の管理・運営体制

(ハ) 福祉避難所の設置

(ニ) 災害対策本部との情報連絡体制

(ホ) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員との役割分担

(ヘ) 避難行動要支援者

(ニ) 生活再建の支援体制

【資料編 1-4-6 避難所運営マニュアル】

2 避難計画策定への協力

町は、災害時に避難所として活用される可能性のある県有施設について、県と協議のうえ、非常時に避難所として利用できるよう管理・運営方法等を取り決めておくものとする。

3 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

(1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえでの避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等

(2) 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備え、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等

(3) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等

(4) 高齢者、障害者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法等

(5) 不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

(6) 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防組合との連携等

4 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

(1) 防災体制の確立

ア 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町、県及び防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織を育成するものとする。

イ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し、適切に行うものとする。

ウ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期するものとする。

(ア) 日常点検の実施

職員室、配膳室、校務員室、理科室、家庭科室及び火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検しておく。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに施設等については、精密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校等は、長期間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

ア 避難誘導の基本的な考え方

(ア) 園児、児童及び生徒の生命の安全保持を第一とする。

(イ) 園児、児童及び生徒の恐怖心を大きくしないよう、教師は的確な判断と毅然たる態度を持ち信頼を失わないようにする。

(ウ) 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

イ 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、一箇所だけでなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保する。なお、避難場所は、町の防災計画の避難場所と以下のことを検討のうえ確保する。

(ア) 危険物施設の近くでないこと、近くの建築物から火災が発生しても安全な広さがあること、建築物が倒れても安全な広さがあること、傾斜地でないこと。

(イ) 埋め立て地でないこと、高圧線などがなく、深い穴、河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

ウ 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

(ア) 災害発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の避難措置をとる。

(イ) 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。

(ウ) 園児、児童及び生徒の掌握（人員点呼）及び安全の確認をする。

(エ) 家庭への連絡と園児、児童及び生徒の引渡を確実にする。

5 要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、外国人、幼児等いわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また、避難生活においても不自由を強いられることから災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。

町では、福祉関係団体、自主防災組織及び住民等の連携により、要配慮者のうち自力で避難困難な避難行動要支援者支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援プランの作成に努める。

第3 避難所及び避難路の確保

1 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を事前に選定確保する。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- (1) 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
- (2) 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない地域に立地していること。
- (3) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
- (4) 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

2 広域避難場所の指定

町は、指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるために指定するものを「広域避難場所」とし、次の基準を目安にあらかじめ選定確保する。

- (1) 面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）
- (2) 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (5) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- (7) 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ア 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - イ 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ウ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

3 避難所

町は、地震災害時において、主に近隣住民が避難する面積1ha以上の避難所を選定し、確保するものとする。

第4 避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- 1 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- 2 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 3 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 4 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 5 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

第5 指定避難所の指定

- 1 町はあらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。)を指定し、住民に周知しておくものとする。
- 2 指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 原則として、大字(又は自治会)又は学区を単位として指定する。
 - (2) 耐震・耐火構造の公共建物等(学校、公民館等)を利用する。
 - (3) 建築非構造部材の耐震化(天井材や照明器具の落下防止、外壁(モルタル、ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)の対策が行われていること。
 - (4) 余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
 - (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
 - (6) 発災後、速やかに開設し、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
 - (7) 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
 - (8) 二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
 - (9) 環境衛生上、問題のないこと。
- 3 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- 4 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。
- 5 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法を熟知しておく。
- 6 町は、避難所として活用する可能性のある県有施設(県立学校等)の管理者と協議し、管理・運営方法等を取り決めておくものとする。
- 7 避難行動要支援者のための福祉避難所についても、福祉関連施設管理者等と協議し、指定に努めるものとする。

第6 他都道府県からの避難者の受入

町は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、町に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定し、確保するものとする。

(1) 避難所の選定基準はおおむね次のとおりとする。

ア 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。

イ 耐震・耐火構造の建物等を利用する。

第9節 物資の供給体制

災害発生直後の住民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資器材及び防災用資機材等の備蓄ならびに調達体制の整備を進める。

第1 食料の備蓄ならびに調達体制の整備（総務課・産業振興課・給食センター）

1 食料の備蓄

(1) 備蓄の基本方針

災害発生直後は、平常時には予測できない流通機能等の混乱が予想されるため、概ね3日分の食料を町、県、町民がそれぞれ分担して備蓄する。

この内訳は、以下に示すとおりである。

避難者：町1.5日分・県1.5日分（合計3日分）、町民3日分（推奨1週間分）

災害救助従事者：町3日分・県3日分

(2) 食品給与対象者

災害待の食品給与の対象者は、り災者、避難者及び災害救助従事者とする。

(3) 計画の目標

町長は、次のり災人口を目標に食品備蓄計画を樹立するものとする。

項目	り災者・避難者		災害救助従事者
	一般食	乳児食	
供給対象者	570人	30人	300人
延供給対象者(1.5日分)	855人	45人	450人
1日あたり給与食数	3食	—	3食
延給与食数(1.5日分)	2,565食	—	1,350食

(4) 備蓄品目

備蓄品としては保存期間が長くかつ調理不要の品目が望ましいため、以下のような品目に努める。

ア 主食品……アルファ米、乾パン、ビスケット、ドライフーズ麺等

イ 乳児食……粉ミルク、離乳食等

ウ その他の食品……保存水、缶詰等

エ 要配慮者向けの食品……おかゆ、減塩食品等

(5) 備蓄状況

平成25年4月1日現在

品目	数量	備蓄場所
アルファ米	1,656食	多世代活動交流センター防災倉庫・今宿コミュニティセンター協防災倉庫
乾パン、ビスケット、乾麺等	745食	多世代活動交流センター防災倉庫

2 食品の調達

(1) 事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定に当たっては、被災者想定に基づく必要数量等把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

ア 町長は、災害の状況により、米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 町長は、交通通信の途絶、災害地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき政府所有米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(3) その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

第2 生活必需品の備蓄ならびに調達体制の整備（総務課・健康福祉課・産業振興課）

1 生活必需品の備蓄

(1) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完するものとする。

(2) 生活必需品の給(貸)与対象者

災害時の生活必需品の給(貸)与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(3) 目標数量

町長は、被害想定に基づく最大り災人数300人分に相当する数量を目標とする。

(4) 備蓄品目

生活必需品として、以下のような品目の備蓄に努める。このほか、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性に配慮した物資等についても備蓄に努める。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 身回り品

オ 炊事用具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 簡易トイレ・マンホール対応型トイレ

(5) 備蓄状況

平成25年4月1日現在

品 目	数 量	備 蓄 場 所
毛 布	300 枚	役場防災倉庫
簡易トイレ	327 個	鳩山小学校防災倉庫
タオルケット	300 枚	多世代活動交流センター防災倉庫
肌着セット	300 個	鳩山小学校防災倉庫

2 生活必需品の調達

(1) 生活必需品の調達先

生活必需品の調達先は、【資料編 1-4-7 「生活必需品等調達（予定）先一覧表」】による。

(2) 生活必需品の輸送計画

町長は、生活必需品の備蓄ならびに調達計画に基づき、鳩山町商工会及び販売業者と十分に協議し、生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の生活必需品の費用の限度額

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第3 応急給水資器材の備蓄ならびに調達体制の整備（水道課）

1 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、給水が停止した世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

2 1日あたり目標数量

被害想定に基づく最大断水人口約2,100人（被害箇所数:12箇所×1被害当たり世帯数:50世帯×平均世帯人数:3.5人）と想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標数量	水 量 の 根 拠
地震発生から3日	30ℓ／人・日	生命維持に最小限必要な水量
地震発生から10日	200ℓ／人日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
地震発生から15日	1000ℓ／人・日	通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量
地震発生から21日	2500ℓ／人・日	ほぼ通常的生活に必要な水量

3 応急給水資器材調達計画

町長は、非常災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を樹立するものとする。

4 備蓄状況

平成25年1月1日現在

資 器 材	容 量	保管個数	保管場所
給水タンク	2,000ℓ	2基	水道課
ポリ容器	20ℓ	60個	水道課
非常用飲料水袋	10ℓ	1,000枚	総務課
給水ボトル	15ℓ	10個	総務課

第4 防災用資機材の備蓄（総務課）

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、必要な資機材を備蓄するほか町内業者の協力を得て確保するものとする。

1 備蓄品目

- (1) 発電機
- (2) 投光機
- (3) 救助用資機材（バール、ジャッキ、鋸等）
- (4) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）
- (5) テント

2 備蓄場所

- (1) 役場防災倉庫
- (2) 鳩山小学校防災倉庫
- (3) 多世代活動交流センター防災倉庫
- (4) 今宿コミュニティセンター協防災倉庫

第5 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備（健康福祉課）

1 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

(1) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完するものとする。

(2) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

(3) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、被害想定に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

(4) 備蓄場所

ア 保健センター

イ 防災備蓄倉庫

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町長は、被害想定に基づく人的被害の数量及び現状での医療機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達

計画を策定しておくものとする。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

町長は、2 の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町長は、2 の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

第6 石油類燃料調達の確保（総務課）

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油元売業者との協定を締結するなどして、石油類燃料の確保に努めるものとする。

第10節 帰宅困難者対策

町では、町外に通勤・通学している町民が多いと同時に、町外から通勤・通学している人もおり、地震の発生時間によっては数多くの帰宅困難者が発生するおそれがあるため、これらの人々に適切な対応を図る。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止する等のため、外出先で足止めされることとなる。帰宅困難者とは、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

第2 帰宅困難者等への啓発

(1) 町民への啓発

ア 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や災害用掲示板等を利用した安否等の確認方法のPR

イ 「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ・ 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ・ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

(2) 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ア 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- イ 災害時の飲料水、食料や情報提供、仮泊場所等の確保

第3 帰宅困難者に対する支援

帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店舗、ガソリンスタンド等が一時休憩所として利用できるよう要請する。

第11節 遺体の埋・火葬**第1 身元が判明しない死体及び引取り手のいない死体の埋・火葬は、町長が実施する。**

1 死体埋火葬許可証の発行

町長は、死体埋火葬許可証を発行する。

2 死体の火葬

(1) 死体を火葬に付す場合は、死体収容所から火葬場に移送する。

(2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい、縁故者に引き渡すものとする。

(3) 火葬は、広域静苑組合越生斎場で実施する。

(住所 入間郡越生町大字鹿下 338 番地 6 電話番号 049-292-5955)

3 死体の埋葬

収容した死体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

4 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している死体の埋火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。必要があれば県及び他市町村へ協力を要請する。

第2 災害救助法を適用した場合の死体の埋・火葬は、次の基準で実施するものとする。

1 埋葬は、町内で実施する。

2 火葬は、広域静苑組合越生斎場で実施する。

3 死体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引取る暇がない時は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋火葬を実施するものとする。

4 死体の身元が判明していない現今で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記3に準じて実施するものとする。

5 費用・期間等

(1) 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材料等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

ア 棺(付属品を含む)

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨壺又は骨箱

(2) 支出できる費用の限度額

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第12節 防疫対策

災害による被災者の病原体に対する抵抗力及び衛生環境の低下に対処し、伝染病の発生等を予防するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫活動の実施

町長は、下記組織表に基づき災害時における防疫を迅速かつ適切に実施する。また、情報収集にあたっては、各行政区から選出されている環境保全委員に協力を求める。

町長は、防疫消毒資材及び予防接種資材が不足する場合には、知事にその斡旋を要請する。知事は、町の防疫事業の機能が損なわれたときは、その事業を代執行する。

災害対策本部の部	班名	係名	業務	動員計画
救助衛生部	衛生班	衛生係	防疫及び保健衛生	生活環境課 5人

2 衛生指導

町長は、保健所長の指導のもとに、自主防災組織を通じて、住民に対し衛生指導を行うものとする。

3 防疫用資機材の調達

災害発生後は、速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を把握する。

また、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとりながら、防疫用資機材の調達に努める。

(1) 防疫用資機材の保有状況

平成24年4月1日現在

資材名	数量	保管場所	保管責任者
手動噴霧器	10台	役場内備蓄倉庫	生活環境課長

(2) 防疫用資機材の備蓄計画

資材名	数量	保管場所
動力噴霧器	3台	役場内備蓄倉庫

第13節 住宅対策

災害により住宅が焼失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し仮設住宅の提供を行い、災害後の被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

第1 基本事項

1 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は町長が行う。ただし、災害救助法適用後は応急仮設住宅の設置については、知事が行う。また、住宅の応急修理は町長が行う。

2 工事の施工及び資材の調達

(1) 工事の施工方法

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、業者受託の方法により実施する。

(2) 建設資材の調達

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う、建設資材等の調達は町及び業者委託によって実施するが、それが困難な場合には、知事にその調達を依頼する。

第14節 文教対策

第1 応急教育の実施

町教育委員会は、町立の幼稚園及び小・中学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時及び災害復旧時の対応を促進する。

1 事前準備

(1) 校長（「園長」を含む。以下同じ。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。

(2) 校長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。

ア 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討してその周知を図る。

イ 園児・児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討してその周知を図る。

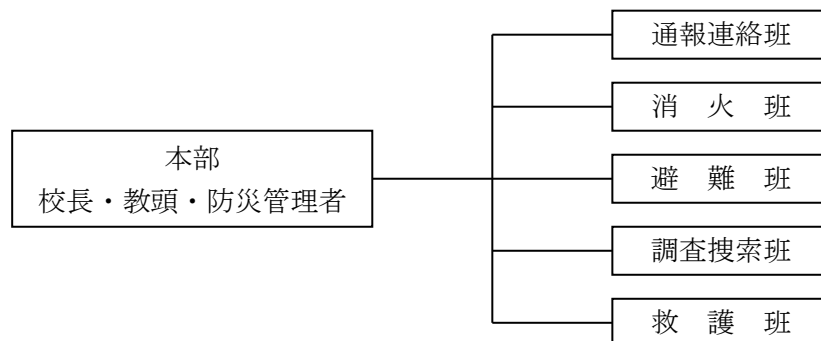
ウ 町教育委員会、西入間警察署、消防組合、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

2 災害時の対応

校長は、災害時において以下のように対応する。

(1) 校長は、災害時の組織を次のように定める。



(2) 災害時の組織の任務は、次のとおりとする。

ア 本部

状況に応じて各班の指揮をとる。

イ 通報連絡班

状況に応じて消防署、町教育委員会等へ連絡する。

ウ 消火班

必要に応じて、初期消火に当たる。

エ 避難班

風向き等を考慮し、児童・生徒等を安全なところへ誘導する。

オ 調査搜索班

児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を調査し、行方不明者の搜索を行う。

カ 救護班

負傷者及び事故者の救護に当たる。

- (3) 災害の状況に応じ、園児・児童・生徒及び職員等に対し適切な緊急避難の指示を与える。
- (4) 災害の規模、園児・児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告を行う。
- (5) 園児・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。
- (6) 災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- (7) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の態勢を確立する。
- (8) 学校内における保健衛生に充分注意し、建物内外の清掃、清浄な飲料水の確保及び伝染病等の予防に万全を期する。
- (9) あらかじめ準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (10) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び園児・児童・生徒等に周知徹底を図る。

第15節 避難行動要支援者の安全対策

災害時において、避難行動要支援者は自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから、迅速、的確な行動がとりにくく被害を受ける場合が多いため、災害発生直後の避難誘導からその後の応急、復旧時に至るまで、避難行動要支援者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を施す。

なお、避難行動要支援者の支援にあたっては、鳩山町災害時要援護者支援計画に基づき避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導の実施に努めるものとする。

第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1 施設管理者

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町はこれを指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、通常の避難所では生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

(5) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

ア 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分）

イ 飲料水（3日分）

ウ 常備薬（3日分）

エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）（担架・ストレッチャー等）

オ 照明器具

カ 熱源

キ 移送用具

(6) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的

施するものとし、町はこれを促進する。

(7) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

(8) 施設の対震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

2 町

(1) 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

(2) 地震対策を網羅した消防計画の策定

マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

1 全体計画

(1) 在宅の避難行動要支援者の把握

町は、在宅の避難行動要支援者の「名簿」、「要支援者マップ」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

(2) 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(3) 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、町は、これを促進する。

(4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ等の設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

(5) 救急医療情報キットの普及

町は、救急および緊急時に迅速な支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えることを目的と

する救急医療情報キットを普及させる。

(6) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(7) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(8) 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

(9) 避難行動要支援者への情報伝達方法

避難行動要支援者に配慮した情報伝達体制を整備するものとする。聴覚障害者に対してはファクシミリや文字放送等を活用し、視覚障害者に対しては広報車や拡声器等による音声情報を活用するとともに、知的障害者に対してはその介護者に情報伝達を行うものとする。

(10) 避難行動要支援者が使用する避難所

避難所において、避難行動要支援者とその家族が別離することがないように配慮する。

第3 外国人に対する安全確保対策

1 全体計画

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 保育施設の安全確保対策

1 応急対策の実施

災害時における保育所の応急対策は施設長が行い、災害に対する措置もあらかじめ計画を定めておくものとする。また、施設長は、保護者に対して応急対策の周知を図るものとする。

2 災害時の措置

(1) 休園措置

災害が発生、又は発生が事前に予測され、保育の安全が確保できない場合、施設長は主任保育士及び保育士等に状況を把握させ、必要に応じて休園の措置をとるものとする。

ア 保育開始前の措置

保育所休園措置を園児の登園前に決定したときは、遅滞なくその旨を防災行政無線、連絡網等により周知させるものとする。

イ 保育開始後の措置

保育開始後において、休園措置を決定した場合は、防災行政無線、連絡網等により保護者に通知し、園児の引渡しを行う。やむを得ない事情により、保護者が来園できない場合は、保育士が引率し引き渡すものとする。

(2) 保育施設の確保

災害により、保育施設が被害を受け、保育施設の安全確保が出来なくなった場合には、公民館及び学校体育館等の近隣公共施設を利用し、保育を行うものとする。

(3) 職員の確保

施設長は、職員の被害状況を把握するとともに、当該保育所において職員が不足する場合には、臨時採用等により職員を確保し、保育措置に支障をきたさないようにするものとする。

(4) 給食対策

災害により、調理施設等が被害を受け、給食が不可能となったときは、町給食センター等に調理を依頼し、給食の確保に努めるものとする。

(5) 園児等の健康管理

災害による伝染病等の発生を防止するため、施設の衛生保持に努めるとともに、園児及び

職員に対して、健康診断等適切な措置を講じるものとする。

3 保育施設の現況

平成25年4月1日現在

施設名	所在地	定員	電話番号
ひばり保育園	鳩山町大字赤沼 1508	130名	296-2793
ひばりゆりかご保育園	鳩山町大字赤沼 1535-1	60名	298-2261

第5章 防災教育

第1節 防災教育

町職員の防災知識の向上を図るとともに、一般の住民に対し、自主防災思想のかん養、防災知識の向上、学校教育における防災教育及び地域社会の実状に即した災害予防教育を徹底するため、次のとおり防災教育を行うものとする。

第1 町職員に対する防災教育

災害発生時に、計画及び対策の実行主体として災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される町職員に対し、以下に示すような防災教育を行う。

1 鳩山町職員防災マニュアルの作成、配布

町は、平成9年度において、災害発生時における初動体制、職員の参集基準、情報収集、応急救助等の方法を簡潔に示した応急対策活動マニュアルを作成し職員に配布したところである。また、その内容の周知を図るため、庁内に設置した防災検討委員会等を通じて、職員に働きかけるものとする。

なお、鳩山町職員防災マニュアルの作成にあたっては、以下の内容に留意した。

- (1) 職員の参集基準
- (2) 概括情報収集
- (3) 応急救助
- (4) 退難誘導
- (5) 避難所の開設・運営
- (6) 災害情報の収集、整理
- (7) 広報活動
- (8) ボランティアの受入れ
- (9) その他必要な事項

2 危機管理マニュアルの作成

災害発生時の参集、初動体制、自己の責任と任務および災害の知識等を完結に示した危機管理マニュアル等を作成し・配布し、周知を図るものとする。

3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会、講習会を実施する。

【資料編 1-5-1 「鳩山町職員防災マニュアル」】

第2 住民に対する防災教育

町は、住民に対し広く防災知識を普及して防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図ることによって災害の発生を防止し、被害の軽減を図るものとする。

防災に関する知識の内容及び普及方法については、以下のとおりとする。

1 防災知識の内容

- (1) 災害の種別と特性
- (2) 災害時における心得
- (3) 町防災計画の概要の周知

- (4) 避難場所の周知
- (5) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- 2 防災知識の普及方法
 - (1) 広報「はとやま」への記事掲載、防災パンフレット等の作成、配布
 - (2) 講習会、講演会等の実施
 - (3) 防災行政無線、広報車等による呼び掛け
 - (4) 防災訓練の実施

第3 防災上重要な施設における防災教育

町は、病院及び社会福祉施設に対して、平常時から避難行動要支援者の把握、避難誘導の訓練等十分な教育・訓練活動を行うよう指導する。また、夜間、休日の災害発生に備え、近隣住民と平常時より連携を深めるため、共同訓練などの実施を呼びかける。

第4 事業所における防災教育

町は、事業所における防災教育のテキスト、研修マニュアル等を作成し、従業員に対する防災研修や防災教育の実施を働きかける。

また、優良防災事業所の表彰、コンクール等を主催し、防災意識の全体の底上げを図る。

第5 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として学級活動（ホームルーム活動）を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や経験に応じて以下の教育を実施する。

- 1 災害発生原因に関する知識の向上
社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み等の教育を行う。
- 2 避難その他の防災措置方法の習得
避難訓練を通じて、災害発生時の危険を理解し、安全な行動の仕方を習得する。
- 3 自主防災思想の醸成
防災専門家や災害体験者等の講演会を開催し、自主防災の重要性、必要性を認識させる。
また、自らの家庭、学校及び地域の防災マップづくり等を通じて、防災を身近な問題として認識させる。
- 4 教職員に対する防災研修
災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第6章 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動が行えるよう、実践的な想定に基づく防災訓練を実施し、防災計画の熟知及び検証、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民との間の協調体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発等を図る。

第1節 総合防災訓練

防災業務に従事する町職員の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民の防災意識の高揚を図るため、総合的に実践する総合防災訓練を実施するよう努める。

第1 実施の時期

年1回を目標に、防災週間等適当な日を選んで実施する。

第2 場所

運動場や学校のグラウンド等、総合訓練に適した場所とする。

第3 方法

防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

第4 実施訓練項目

以下の各訓練の全部又は一部を組み合わせ、立体的に実施する。

1 町を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、ボランティアセンター設置訓練、県防災航空隊広報支援訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、自主防災組織等の活動支援訓練 等

2 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練 等

3 住民を主とするもの

初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、高齢者・身体障害者等の安全確認訓練、避難訓練、避難誘導訓練 等

第2節 町及び防災関連機関等が実施する訓練

第1 避難訓練

1 町による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期すため、町が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

2 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的弱い施設利用者の生命・身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

時期	実施場所	参加機関
随時	保育園、幼稚園、小・中学校、高校、大学、中央公民館、体育館、病院、社会福祉施設等	保育園、幼稚園、小・中学校、高校、大学、病院、社会福祉施設、消防署

3 非常参集訓練

町及び各防災関係機関は、災害時の迅速な職員参集のため非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

第2 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、町、消防機関及び住民が個別に又は一体となって、情報収集伝達、火災防御、消防操法等の各種訓練を実施する。

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
随時	火災防御訓練	町内対象物	西入間広域消防組合 鳩山消防団
随時	火災警報伝達訓練 (火災予防運動週間等)	町内	町・西入間広域消防組合 鳩山消防団・一般住民
随時	消防操法訓練 (含ポンプ操法)	消防組合管内	西入間広域消防組合 鳩山消防団

第3 水防訓練

町は、水防計画に基づき水防訓練を実施するものとする。

第4 災害通信連絡訓練

災害時における有線通信が不通となった場合、又は有線通信系を利用することが著しく困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑、迅速かつ確実に期するため、必要に応じて防災関係者の協力を得て災害通信連絡訓練を以下のとおり実施するものとする。

1 実施の時期

4月から10月の間において、災害多発時期前で効果のある時期を選んで実施する。

2 実施事項

- (1) 災害に関する予報、警報の通知、伝達
- (2) 被害状況報告
- (3) 災害応急措置についての報告、連絡

3 訓練の種類

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 非常通信訓練

第5 避難訓練

1 町が実施するもの

災害時における避難の勧告、避難のための立ち退き等の円滑、迅速かつ確実に期するため、町が中心となり警察その他の関係機関が参加し適当と認める地域の居住者、滞在者及びその他の者の協力を得て実施するものとする。また、職員を対象とした非常参集訓練を行い、その参集状況を把握し対応を検討するものとする。

2 消防組合が実施するもの

非常召集訓練

非常召集訓練は、消防組合が必要に応じて消防職・団員を対象に実施し、火災発生（飛火）を想定して通信連絡の要請・水利への誘導・現場指揮要請について訓練を実施するものとする。

3 防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事務所その他の防災対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

また、防火管理者を置かなくても差支えない施設の管理者においても前記に準じて実施するものとする。

4 児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努めるものとする。

第3節 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

第1 訓練マニュアルの作成

町は、事業所、自主防災組織等の行う訓練に対し訓練マニュアルを作成し、配布及び指導を行う。

第2 自主防災組織等への支援

町及び防災関係機関は、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた場合、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援するものとする。

第3 一般住民の訓練

町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

第7章 調査研究

第1節 震災に関する調査研究計画

第1 計画の方針

震災対策を総合的、効果的に推進するうえで、震災に関する調査研究を待つ面が多い。

しかし、地震による災害は、その災害事象が広範でかつ複雑である。したがって、県の調査を基本とし、町の地域に関し更に調査を補足することが必要である。

県では、平成8年度から9年度にかけて被害想定調査を実施し、平成8年に震災対策計画を策定し、平成17年度に見直しを行ったところである。町では、当該調査結果を踏まえ、地震に際しての町の被害を最小にするため、有効的かつ効率的な具体策を樹立するための指標とする。

第2 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定は、震災対策を適切有効に具体化するための目標を設定することを目的とするものである。実際の災害により近いことが適切である。県では、被害想定調査を、工学的、実験実証等をおりませ、既往地震災害の実証的研究をも参考として、科学的な想定のもとに行っている。また、対策の万全を確保するため、最悪の条件下における災害を考慮して行っている。本町は、県が実施した被害想定のうち、本町に関連する部分を参考にする。

第3 市街地の防災化に関する調査研究

本町は、昭和40年代までは純農村地域であったが、大規模住宅開発や区画整理事業が実施され、市街地が計画的に形成されてきた。しかし、一部には地震災害に対するもろさを内包する過密混住地域も存在している。町では、総合的な観点から市街地の防災化に関する次のような調査研究を短期、中期、長期に分けて実施する。

1 短期的に実施する調査

(1) 危険物貯蔵所に関する調査

消防組合より資料提供を受け、調査済みである。

(2) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査

原則として、町税務課の固定資産概要調書等に基づき調査を実施する。

(3) 地盤及び地質に関する調査

原則として、県の各機関の資料に基づき調査を進める。

2 中期的に実施する調査

(1) 災害危険地区の調査

(2) 地下埋設物の調査

(3) 学校等の公共建築物の耐震に関する調査

地震防災特別措置法（平成7年法律第11号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により対処する予定である。

3 長期的に実施する調査

(1) 病院等の公共建築物の耐震に関する調査

(2) 水道施設の耐震に関する調査

(3) ガス施設の耐震に関する調査

第4 火災の防止に関する調査研究

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例からも明らかである。したがって、過去の地震災害の資料を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、災害を最小に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める必要がある。

1 大震火災に関する調査研究

町は、地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、次の調査を中、長期的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 初期消火に関する調査研究
- (2) 火災の拡大防止に関する調査研究
- (3) 地域特性を考慮した延焼危険地域の調査研究

第5 避難の安全確保に関する調査研究

避難所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならない。しかし、大震火災の場合には、道路の分断、建物の破壊等が予想され、風水害、一般大火災等の避難所と比較すると、更に一層の安全性が要求される。したがって、避難所については、その選定についてはもちろん選定した後も一定期間毎に安全性など次の事項について、短期、中期、長期に分けて調査確認するものとする。

1 短期的に実施する調査

- (1) 指定避難所が震災用として適当か否かの検討
- (2) 指定避難所とそこに至る避難道路の安全性についての調査

2 中期的に実施する調査

避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査研究

3 長期的に実施する調査

大震火災時に発生のおそれのある火災疾風から避難場所の安全性の調査検討